

道産農畜産物輸出拡大加速化事業のうち  
精米及び日本酒（中華人民共和国）に係る  
調査研究委託業務

## 企画提案に係る説明書

平成 31 年 4 月

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

## 1 業 務 名

道産農畜産物輸出拡大加速化事業のうち精米及び日本酒（中華人民共和国）に係る調査研究委託業務

## 2 業務の目的

道では、食の輸出額1,500億円の目標水準を設定した「北海道食の輸出拡大戦略～第Ⅱ期～」（平成31年1月から5年）を策定し、輸出拡大に向けた施策を展開することとしています。

このうち、農畜産物・農畜産加工品（日本酒を含む）は、輸出額125億円を目標水準に掲げ、重点品目として4品目（米・日本酒・青果物・牛肉）を設定しています。

本業務は、このうち、精米及び日本酒について、海外消費者に日常的に消費される物流・商流を形成するため、有望な輸出先国として中華人民共和国（以下「中国」という。）を設定し、地域・ターゲットを絞り込みながら、生産者団体・商社・現地事業者等が連携して継続取引を促進する取組を行うとともに、日本食の普及状況や、政府間合意により道内における輸出関連施設の指定登録がなされた有望市場の開拓に向けた取組を行うものです。

## 3 業務の内容

### （1）実行委員会の開催

本業務は、内閣府の地方創生推進交付金を活用して実施します。

地方創生推進交付金事業を実施する目的は、ソフト事業を行うことで、中長期的に地方創生に資するノウハウや知見を蓄積することです。

事業で得るノウハウ等を関係者で共有するため、業務の遂行に当たり、ターゲット地域（北京市・上海市）ごとに実行委員会を開催するものとします。

所轄事項は、品目別にこれまでの輸出実証等の取組結果を踏まえた調査研究テーマについて、企画提案を参考にしながら、（2）の中国におけるプロモーション等の実証的な取組業務及び（3）のマーケティングリサーチ及び分析並びに多様な販売手法の検討に向けた基本的な方針を決定するとともに、中間フィードバック及び結果のレビューを行うなどの会議運営を行うものとします。

実行委員会は、道が道庁内の関係部局を構成員として設置する内部委員会と、受託者が関係団体、商社、本業務の協力企業、輸出に知見のある専門家などを構成員として設置する外部委員会との合同会議方式で開催するものとし、座長は道農政部食の安全推進局食品政策課の6次産業化担当課長とします。

外部委員の選考は、委託契約締結後、企画提案を参考に道と協議して決定するものとします。

外部委員の委員会出席に要する経費として、旅費の外、委員が利害関係のない専門家の場合に限り、委員手当を支払うことができるものとします。

委員手当の基準は、受託者の謝金についての内規等がない場合には、道の委員報酬基準（委員長：1日11,000円、委員：1日10,000円）を上限とします。

実行委員会の開催場所は、可能な限り道庁内の会議室等とします。

受託者は、事務局として、事前の連絡調整、司会進行、会議資料及び会議録の作成、謝金・旅費の支払事務等を行うものとします。

(2) 中国におけるプロモーション等の実証的な取組業務

① 訪日旅行雑誌又はKOL（キー・オピニオンリーダー）等の招へい等

日本や北海道に関心の高い層にPRするため、訪日旅行雑誌又はKOL等を招へいし、北海道米（酒造好適米を含む）及び北海道産日本酒の生産現場や北海道の食文化等について取材の上、WeChat（微信）など中国国内で影響力のある媒体に記事の掲載を依頼するとともに、併せてデジタル広告を作成し、発信するものとします。

② 試食・サンプル提供用米の確保・提供の調整

本委託業務において使用する北海道米について、必要の都度、各輸出事業者と中国における在庫状況や輸出日程等を確認・調整の上、現地の輸入業者から購入し、提供先に配布するものとします。

事業全体の購入数量の目安は、北京市・上海市とも、概ね各500kg・合計1トンとします。

平成30年度事業と同様に、外務省や札幌市事業との連携を想定していますが、配布先・配布数量については、各実行委員会で検討の上、決定します。

受託者は、購入の都度、「受払簿」を作成し、日時・購入先又は提供先・数量等について記録し、適正に管理するものとします。

受託者は、購入の都度、「受払簿」を作成し、日時・購入先又は提供先・数量等について記録し、適正に管理するものとします。

また、飲食店にサンプル米を配布する場合は、北京市及び上海市の水は硬水であり、北海道米（特にゆめぴりか）は、他国産の単粒種よりも米の水分量が高く、洗米機の設定や業務用自動炊飯器の水の量・蒸らし時間を細かく設定しなければうまく炊飯できないこと、そのためには店舗の設備に適合するまで試験炊飯が必要であることや、夏は高温多湿で貯穀害虫やカビが発生しやすい環境のため、店舗での精米の品質管理についてアドバイスするなど、必要に応じてアフターフォローを実施するものとします。

③ 高級ホテル内日本料理店が開催するDCへの協力（北京市のみ）

北京市内の高級ホテル内にある日本料理店で、9月開催予定のデスティネーションキャンペーン「北海道フェア」（仮称）に協力するものとします。

協力内容は、上海事務所でホテル側と調整中ですが、概ね次のとおりです。

なお、ホテル名及び料理店名は、委託契約締結時に開示します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ メニュー開発のためのサンプル米の提供</li><li>・ ホテル側が希望する道産水産物・日本酒のあっせん</li><li>・ ホテルの一室を賃借して、ホテルの高級会員を対象とする試食会等の開催</li></ul> |
|--|

④ 日本料理店等を会場とする試食・商談会の開催

北京市及び上海市において、北海道米及び北海道産日本酒の試食・商談会を開催するものとします。

ターゲット層である「80後・90後世代のアップパーミドル層」が利用するホテルや飲食店・小売店、ECサイト、KOL等を招待の対象とします。

会場は、総合政策部国際局国際課の「ほっかいどうスマイルステーション」登録店舗又は北海道米使用店舗としますが、実施内容を含め、実行委員会で輸出拡大の効果があるか検討の上、決定します。

受託者は、事前の連絡調整、当日の運営及び随行案内、事後のフォローアップ等、全体をコーディネートして業務を行うものとします。

⑤ 中国における他の実施主体による取組との連携推進

平成30年度事業では、外務省や札幌市による取組と連携して業務を展開したのと同様、本委託業務においても、中国において他の実施主体の取組と連携することにより、精米及び日本酒の輸出拡大に向けた効果を高めるものとします。

連携する取組や協力内容については、各実行委員会で検討の上、決定します。

※ 業務（2）の務実施に当たって

ア 商談会や試食会、店舗における販売促進フェア等を実施する場合は、当該会場や周知チラシ等において、北海道の主催であること又は北海道からの受託事業により実施していることを明示してください。

イ 展示会や商談会等に出展する場合は、当該会場において、北海道ブースであること又は北海道からの受託事業により出展していることを明示してください。

ウ 小売店舗での販売促進には「就労ビザ」の取得が必要ですが、下記12（5）⑦のとおりビザ取得に必要な経費は、委託料の対象外となります。

エ 北海道内において大規模災害等が発生し、道において、復興キャンペーンや道内への観光客誘致キャンペーン等を展開する場合は、本業務においてこれに協力するものとします。

（3）マーケティングリサーチ及び分析並びに多様な販売手法の検討

上記（1）～（2）の業務等を通じて、品目ごとにマーケティングリサーチ及び分析を行うものとします。

※ 業務（3）の実施に当たって

ア その実施方法及び結果について、輸出に知見のある専門家（農畜産物輸出に実績のある大手商社や国から農畜産物や日本酒輸出に関する調査研究業務の受託実績のあるコンサルタント会社、ジェトロなどの支援機関、大学や試験研究機関の研究者など）からの意見を聴取し、参考とするものとします。

イ 農林水産省やジェトロ、全国的な輸出促進団体等が実施した調査報告書が公開されていますので、事前に文献調査を行ってください。

ウ 現地小売店の価格調査を行う場合は、チラシやホームページ上の広告を検索するとともに、現地調査を行う場合は、店舗側とのトラブルの原因となる隠し撮りなどの調査は控えてください。

（4）成果報告会の開催

本業務を通じて得たノウハウを道内農業関係者や日本酒関係者等に伝授するため報告会を開催するものとします。

本業務を通じて得たノウハウを必要とする関係者に伝授するために開催するものであり、一般向けに開催する必要はありません。

#### (5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の実施結果について報告書を作成するものとします。

なお、報告書は「詳細版」及び公開を前提とした「概要版」の2種類とします。

#### ※ 業務(5)の実施に当たって

ア 事業を通じて得られたノウハウや知見を詳細に記載し、書類等として作成することにより、今後継続する事業等に活用していくことができるような内容としてください。

道では、PDCAサイクルに基づき、「報告書」を踏まえ、これまでの取組内容を検証し、次年度以降の施策に反映する予定です。

イ 事業を通じてプロモーション等で実施した各種イベント等を次年度以降も活用できるよう、下表の事項を詳細に記載するものとします。

#### (例示) 報告書に記載するイベント等の実施方法

区 分	記 載 内 容
会 場	○ 国・都市・所在地の概要（人口・地区の特徴など） ○ 店舗フェアや市場調査（店舗調査）は、当該店舗の商圈図、店舗の概要（営業形態、店舗面積、主な客層などを記載） ○ 位置図、会場見取図、配席図
出席者 (来場者)	○ 周知方法（招待やチラシなど） ○ 名簿や主な来場者の特徴
用意した 物品等	○ 出品した商品・材料・メニューの概要 ○ 什器類やPR資材など
実施方法	○ イベントの次第や進行方法など
その他	○ イベント実施結果・分析

ウ 概要版は、事業内容の実績等をプレゼンテーションできるような構成で作成するものとします。

#### (6) 本委業務実施に当たっての留意事項：業務(1)～(5)共通

業務実施に当たっては、次の点に留意願います。

##### ① 対中精米輸出関連施設の利用促進

中国向け精米輸出に当たっては、中国側の検疫条件により、中国側が認可した指定登録施設で精米・くん蒸等がなされた精米のみ輸出できることとなっています。

玄米での輸出や、検疫条件を満たさない精米の手荷物による携帯品・郵送、国際宅配便郵送はできません。

平成30年5月、日中両政府の合意に基づき、中国向け精米輸出関連施設として精米工場及び精米くん蒸倉庫が追加登録され、道内においても、次の施設が登録されました。

区 分	施 設 名	所在地
精米工場	ホクレン農業協同組合連合会 パールライス工場	石狩市
く ん 蒸 倉 庫	小樽倉庫事業協同組合 低温倉庫	小樽市銭函
	石狩湾新港事業協同組合 低温倉庫	小樽市銭函

本委託業務では、平成30年度事業に引き続き、道内の対中精米輸出関連施設で処理された精米の輸出を促進するための調査研究を行うものとします。

なお、ホクレン農業協同組合連合会では、他の輸出事業者からの委託分も含め、中国向け精米を計画的に行い、くん蒸処理も一括して行うなどコスト低減に努めていますが、精米から中国での通関手続終了までに1ヶ月以上の期間を要します。

北海道における平成30年産の作況は9年ぶりの不良のため、北海道米の在庫が不足していること、新米が中国で通関する時期は12月以降となることも考慮し、中国での在庫を確認しながら、プロモーションに必要な精米を確保する必要があります。

なお、くん蒸処理には、リン化アルミニウムを用いるため、無農薬などの表記はできませんので、留意願います。

## ② 輸入関税割当制度と輸出ルートに対する伴走支援

中国は、精米の輸入について関税割当制度を導入しており、関税割当枠を有する輸入業者による輸入であれば1%、関税割当枠がない場合は65%の関税がかかります。

また、増値税という、物品の輸入を行う場合などに適用される税を、別途通関に納めることとなっており、米の場合は税率が11%となっています。

中国国内の複雑な流通経路や小売店におけるリスティング・フィーや通道料などの各種手数料等の経費が発生し、関税枠を利用しても、日本産米（2kg入り）の店頭価格は、概ね198人民元前後となっています。

農林水産省の「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」において「戦略的輸出事業者」に登録している道内の米集荷事業者のうち、関税割当枠を有する輸入業者との輸出ルートを確認しているのは、次の2者です。

本委託業務では、この2つの輸出ルートを伴走支援しながら、調査研究を行うものとします。

また、2者が利用する通関港や販売ルートを考慮し、本業務における展開地域の割当を次のとおりとします。

展開地域	戦略的輸出事業者	担当窓口
北 京 市	株式会社シヨクレン北海道	札幌支店
上 海 市	ホクレン農業協同組合連合会	管理本部販売推進部流通開発課

## ③ 日本酒等との相乗効果によるプロモーション等の実施について

中国側の検疫条件により、日本産農畜産物の輸入が制限され、条件付きで輸出が可能な品目は、りんご、なし、精米、緑茶、一部の乳製品のみとなっています。

一方、加工食品や水産物については、厳しい条件付きではありますが、多くの品目が輸出可能です。

日本政策金融公庫の「中国人訪日旅行客実態調査（平成28年3月）」によると、「おみやげとして購入した日本の食品・飲料で満足したもの」第1位は日本酒（50.1%）で、2位以下と10ポイント以上の差があり、男女別、年代別にみても選択された割合が高く、幅広い層からおみやげとして満足度が高い品目となっています。

北海道米のプロモーションを展開するに当たり、日本の食文化の象徴であるコメとその加工品である北海道産日本酒も併せてPRするとともに、「ご飯のおとも」や「酒の肴」など、コメ・日本酒が引き立つような道産食材との組み合わせにより、訴求力を高めるものとします。

平成30年度事業では、一般社団法人ミス日本酒の御協力により、北海道産日本酒について、中国語でのプレゼンテーションを実施しましたが、今年度についても効果的なプロモーションを実施するものとします。

#### ④ 中国における道の連絡窓口

道では、一般財団法人日中経済協会上海事務所内に駐在員を配置し、「北海道上海事務所」として活動しています。

本業務の実施に当たっては、上海事務所及び本庁経済部国際経済室と緊密に連携を図るものとします。

#### ⑤ 外務省及び札幌市との連携

平成30年度事業では、外務省の「地域の魅力海外発信支援事業」及び札幌市経済観光局食・健康医療産業担当課の「中国市場輸出ビジネス拡大事業」と連携し、両事業で実施したプロモーションに対し、試食やサンプルに使用する北海道米や観光パンフ等のPR資材を提供するとともに、アンケート調査等を実施しました。

今年度も連携した取組を行うものとします。

#### ⑥ ターゲット層について

##### ア 中国における日本産米販売の現状

中国国内の小売店舗において、日本産米と中国産米との価格差は4倍以上あり、在留邦人でも積極的に購入できない価格であること、吉林省や黒竜江省では、コシヒカリやあきたこまち等の日本品種が栽培され、日系資本による指導もあり高品質な米を供給していること、タイ産のジャスミン米が高級米として富裕層の間で一定の支持を得ていることなどから、日系百貨店・スーパーや日系飲食店でも日本産米を取り扱っていない店舗が多いのが実情です。

中国では建国以来、女性の社会進出が進み、都市部では調理をしない家庭も多いこと、近年、Eコマース・電子マネー・電動バイク便の組み合わせによるサービスが急速に成長するとともに、日系を含む既存の大型小売店舗が減少傾向にあること、白米も食べるが、味付けの濃い料理との組み合わせが多いことから、日本人ほど米の質や炊き方にこだわりがないことなども、日本産米普及の壁となっています。

残念ながら、中国市場では、日本産米は「いつでも・どこでも・誰にでも」販売できるような商品ではありません。

また、日本産米の多くが賞味期限を12ヶ月に設定されていますが、販売店の中には、長期間棚ざらしの状態となり、最終的に半値以下でたたき売りされることも、日本産米のブランド価値を落とす要因となっています。

## イ 中国における小売業の商慣習と商業環境の変化

中国の大型小売店舗は、フランス系資本の「棚貸し」ビジネスモデルと「通道料」に代表される中国独自の商慣習がミックスされ、手数料負担や販売促進はサプライヤーが行わなければならないことに留意する必要があります。

しかし、中国における商業環境の変化は激しく、BATと称される3大ITグループを中心にECコマースや、リアル店舗とITを融合させたO2O（オンライン・トゥ・オフライン）などの新しい業態が次々と誕生しており、中国消費を牽引する「80後（中国語表記：八〇后（バーリンホウ）」及び「90後（中国語表記：九〇后（ジューリンホウ）」世代の消費トレンドを注視する必要があります。

## ウ 日本食の普及と本物志向について

中国の大都市では、食の多様化が進み、日本の飲食チェーンが多数進出しているとともに、現地人が経営する日本料理店も急速に増加しています。

中国ナイズされた店舗も多い中、訪日経験者の増加とともに、本物の日本食を「再現」するため、日本から食材を仕入れていることをアピールする店舗もあります。

特にカニや高級魚を扱う店舗や会員制クラブでは、1食あたりに占める米の価格の割合が薄まることから、ターゲットして有望です。

## エ 消費を牽引する世代とアッパーミドル層

なお、日本産米輸出に関する各種報告書では、ターゲットとして「富裕層」を提案していますが、国営企業の幹部や起業家などで、家事は家政婦が代行する家庭が多く、富裕層本人へのPRが必ずしも米の購入に結びつくとは限りません。

「80後」及び「90後」世代で、世帯年収500万円～2,000万円のアッパーミドル層は、高学歴で海外への関心が高く、消費意欲が旺盛であり、有望なターゲット層です。

訪日経験者も多く、個人旅行によるリピーターが多いのもこの層ですが、「モノ消費」から「コト消費」に関心が移っており、地域に根ざす歴史・文化や風土から知識欲を喚起されるようなストーリー付けや体験の提供により1つの世界観や、「イマだけ・ココだけ・アナタだけ」のプレミアム感を演出することが重要とされています。

先の「中国人訪日旅行客実態調査」によると、「入手する手段があれば、自国で購入してみたい日本の農林水産物（複数回答）」では、1位の水産物（58.2%）、2位の牛肉（32.4%）に対し、米は大きな差のある7位（10.2%）ですが、性別・年齢別では「20代～30代の女性」で5位（17.6%）と、同じく3位（20.6%）の漬物等と併せ、他の性別・年代よりも評価が高くなっています。

本委託業務では、「80後・90後世代のアッパーミドル層」への訴求を課題に調査研究するものとします。

## ⑥ 北海道米・北海道産日本酒のブランド形成について

昭和54年に当時の政府買入価格に銘柄間差が導入された当初は、北海道は本州と比べ低温・日照不足のため、雑味の原因となるタンパク質等の含有量が高く、品質が劣り、ほとんどが最低ランクの評価でした。



昭和55年から道立農業試験場で優良米の早期開発に取り組み、昭和63年に「きらら397」が誕生し、その後も改良を重ね、現在では、ゆめぴりかとななつぼしは、(一般)日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて8年連続で「特A」を受賞し、北海道米のおいしさが全国に知られるようになりました。

(株)バイヤーズ・ガイドが平成28年に実施した「米のイメージがある都道府県」においても北海道は「第1位」に輝くなど、全国的にも高い評価を得ています。

一方、道内酒蔵では、従前は新潟県や兵庫県等の府県米を原料としていましたが、幾つかの酒蔵では、米の生産調整が始まった頃から地元米による酒づくりが始まりました。

小林酒造(空知管内栗山町)では、昭和42年から「キタヒカリ」などの地元米を使って酒造りを試行し、昭和61年にはじめて販売され、平成9年には、農業試験場が育成した米「北海278号」を使っての酒造りに初挑戦し、ここでの成功がきっかけとなって、北海278号が道産第1号の酒造好適米「初雫」と名付けられました。

現在、「吟風」「彗星」「きたしずく」の3品種が生産されています。

本委託業務では、北海道米(酒蔵好適米を含む)の品種の違いによる特徴・用途、育種までのストーリーや日本国内の評価等をアピールするとともに、日本酒テロワールの観点から「米どころは、酒どころ」のイメージ定着に向けた取組を行うものとします。

また、北海道酒蔵組合が推奨する日本酒のチェイサーとして摂取する「和らぎ水」の普及に努めるものとします。

#### ⑦ 売り込みについて

ロコミやKOLの評価を重要視する社会で、特に、富裕層やアッパーミドル層は、宣伝や売り込みを嫌うとされています。

また、外国企業が中国で活動する上で、中国社会への貢献や、中国側のパートナー企業と互恵的・友好的な関係を築くことが重要とされています。

日本産米は高級品・贅沢品の扱いであるため、単に北海道米の食味の良さをPRするだけでなく、輸出は日中経済交流の一環であり、中国の農業者等の脅威となるような数量ではないこと、日本の食文化を紹介するツールの一つであり、経済発展した中国国民の食生活の多様化や向上に貢献できることを強調する必要があります。

また、かつて稲作には適さないとされた本道で良食米が育種されるまでの物語や、元道職員の故・原 良一氏等の関係者により、吉林省や黒竜江省等での技術指導を重ね、中国の米産地の育成に貢献したエピソード等、北海道と中国との友好交流の歴史についても、丁寧に発信するものとします。

## 4 成果品

報告書(詳細版及び概要版)

各5部及び電子媒体(CD-R又はDVD-R):1式

(注)

事業実施の中で、中間成果物に該当する物品(例:チラシ等の印刷物等を外注により作成した場合)は、その中間成果物の納品に対し、中間検査を行うことがあります。

## 5 業務の期間

契約締結の日より令和2年（2020年）3月23日（月）まで

## 6 予算上限額

委託料 11,711,485円（消費税込）

## 7 契約の締結方法

### （1）契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき）に該当するものとして、随意契約とします。

### （2）契約保証金の取り扱い

契約金額の百分の十以上（免除する場合があります。）

### （3）契約相手方の選定方法

「公募型プロポーザル方式」とし、プロポーザル審査会を設置します。

審査会は、企画提案者から、業務処理体制や業務処理計画、企画内容などをヒアリングした上で、あらかじめ定めた審査方法等により審査し、最も優れた企画提案を選定します。

また、審査結果は、後日、庁内の入札参加者指名選考委員会に報告され、最良の提案をした企画提案者（以下「特定者」という。）を決定の上、企画提案者全員に通知します。

### （4）契約手続

入札参加者指名選考委員会において、特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を開始し、契約書案を提示した上で、改めて見積書の提出を依頼します。

ただし、上記いずれの時点においても、次の失格要件が判明した場合は、プロポーザル審査会で審議の上、失格となることがあります。

なお、採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合があります。

### <失格要件>

ア 資格審査申請書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

イ その他、事業を遂行できない重大な事由が生じた場合

## (5) 主なスケジュール

月 日 等	内 容
4月19日(金)	応募書類等の交付開始(手交又はホームページ) 質問受付開始
4月26日(金)	説明会開催(道庁7階 農政部第1中会議室 16時~)
5月13日(月) 正午	参加表明書兼資格審査申請書提出締切
5月14日(火)	企画提案提出要請
5月17日(金) 正午	質問受付終了
5月21日(火) 正午	企画提案書提出締切
5月22日(水)	ヒアリング出席時刻連絡
5月23日(木)	プロポーザル審査会(ヒアリング実施)
6月中旬	指名選考委員会・結果通知(見積書の提出依頼)
6月下旬	契約締結・業務開始(予定)

※日程については、変更になることがありますので、その都度御確認ください。

## 8 プロポーザル参加の資格要件

次のとおりとします。

- (1) 単体法人又は複数法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。
  - ① 企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること(ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く)。
  - ② 原則として過去2年間に国または地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
  - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ア 道税(個人の都道府県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
    - イ 道税の納税義務がない場合は、本社が所在する都府県の事業税
    - ウ 法人税
    - エ 消費税及び地方消費税
  - ⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
    - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
    - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
    - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

- ⑧ コンソーシアムの構成員が単体法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
  - ⑨ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムを構成する構成員の間に本業務の受託及び遂行に係る明確な契約が存在すること。
  - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 9 プロポーザル参加の手続等

### (1) 企画提案に係る説明書の交付

#### ① 交付期間

公告の日から令和元年(2019年)5月21日(火)正午まで

#### ② 交付方法

##### ア ホームページからのダウンロード

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/propo\\_31rice.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/propo_31rice.htm)

##### イ 直接交付

北海道農政部 食の安全推進局食品政策課 6次産業化推進グループ

担当：齋藤、中村

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

### (2) 企画提案型プロポーザル参加表明書兼資格審査申請書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、事前に資格審査申請書を提出していただきます。道では、資格の有無を審査し、審査結果を申請者に通知するとともに、資格を有する申請者には、企画提案書の提出及びプロポーザル審査会への出席を要請します。

#### ① 提出期限

令和元年(2019年)5月13日(月)正午必着

#### ② 提出場所

上記(1)②イに同じ

#### ③ 提出書類

様式1「資格審査申請書」及び様式1に記載の添付資料

#### ④ 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る)により提出してください。

### (3) 企画提案書の提出要請

資格審査の結果、参加資格を有すると認めた場合は、文書により企画提案書の提出を要請します。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和元年（2019年）5月21日（火）正午必着

② 提出場所

上記（1）②イに同じ

③ 提出書類

様式2「企画提案書」

④ 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）により10部を提出してください。

なお、提案者名は1部のみ記載し、残り9部には提案者名を記載しないでください  
提案書中にも記載しないように注意してください。

⑤ 参加費用

企画提案書提出に要する経費は、すべて企画提案者の負担とします。

⑥ 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属しますが、道は、  
選定を行う作業に必要な範囲内での複製及び必要な公表には、提出書類を使用できる  
ものとしてします。

なお、提出された企画提案書は返却しません。

⑦ 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(5) 質問の受付（問い合わせ先）

① 企画提案書の作成に係る質問は、電話またはFAX等により令和元年（2019年）

5月17日（金）正午までに、次の担当部課に行うこととします。

北海道農政部 食の安全推進局食品政策課 6次産業化推進グループ

担当：齋藤、中村

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111（内線27-685）

FAX 011-232-7334

電子メール slow.food@pref.hokkaido.lg.jp

② 上記（3）で企画提案書の提出要請を受けたが、企画提案書を提出しない場合は、  
その旨を電話等で（1）の担当部課に報告するものとします。

なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなします。

10 公募型プロポーザル方式に関する説明会

本事業については、次のとおり説明会を開催します。

なお、説明会への参加は任意とし、応募の要件とはしません。

(1) 日 時

平成31年4月26日(金) 16時00分～

(2) 場 所

道庁本庁舎7階 農政部第1中会議室(札幌市中央区北3条西6丁目)

(3) 出席申込

出席希望者は、「説明会出席届」(別紙様式)を4月25日(木)正午までに上記9(5)の問い合わせ先に提出してください。

11 審査基準

審査は、次の項目について評価しますので、十分留意の上、企画提案書を作成してください。

(1) 業務処理体制

- ・ 提案者の業務内容や実績等からみて受託能力があるか。
- ・ 本業務をサポートできる提案者又は現地法人等の関連会社の海外拠点があるか。
- ・ 契約を確実に履行する実施体制であるか。
- ・ 輸出の専門的な知識、ノウハウを有しているか。
- ・ 再委託・外注は、必要最小限のものとなっているか。
- ・ 北海道米・北海道産日本酒輸出の現状に対する課題認識は、的確なものであるか。

(2) 企画提案内容

① 業務処理計画(業務スケジュール)

- ・ 円滑な業務処理が可能な計画となっているか。

② 企画提案全般

- ・ 本業務実施における目標や期待する成果は、適当なものか。
- ・ 実行委員会の構成や開催回数は、適当なものか。
- ・ 成果報告会や報告書の構成等は、事業で得たノウハウや知見を必要とする関係者に伝授するものとなっているか。

③ 中国でのプロモーション等の実証的な取組業務

ア 企画内容の妥当性

- ・ 実証的な取組は、輸出における課題を的確に解決する内容となっているか。

イ 輸出拡大効果

- ・ 継続的な輸出拡大につながる内容となっているか。

④ マーケティングリサーチ及び分析並びに多様な販売手法の検討

- ・ 調査・検討する項目の妥当性や実施方法は次年度以降の施策の参考となり得る効果的なものであるか。
- ・ 意見を聴取する専門家が確保される見込みがあるか。
- ・ 分析・検討に当たっての専門家の関与は、適切なものであるか。

## 12 経費積算に当たっての留意事項

### (1) 地方創生推進交付金

本業務は、国の地方創生推進交付金を活用した委託業務であることから、同交付金の関係規程や関係通達等を踏まえ、実施するものとします。

### (2) 委託料の構成

委託料は、概ね次の経費により構成されます。

区 分		主な経費
直接人件費		本委託業務の処理に直接従事する者の給与費 ※下記(3)に留意願います。
直 接 経 費	経常的直接経費	次に掲げる経費のようなもの
	消耗品・原材料費	調査用紙、レポート用紙、送付用封筒、調査結果の集計分析用紙等、当該調査研究の業務の処理のために直接消費する消耗品購入、印刷に要する経費、実証用原材料費
	通信運搬費	調査用紙の送付、回収、その他送付に要する費用及び電話によるアンケート調査などの電信電話料等の経費
	使用料及び賃借料	事務用機器類、車両、会議室等の借上げに要する経費で、国の科目では「借料及び損料」に該当する経費です。
	旅 費	本委託業務の処理に従事する者の当該業務のための旅行に要する経費
	賃 金	調査研究業務の処理のために雇い上げたアルバイト等の賃金
	特別直接経費	契約で定める業務の処理方法により、第三者に支払われる経費で、次に掲げる経費のようなもの
	委員手当	外部委員会の委員手当を支払う場合の経費
	外部委員会経費	外部委員会開催に要する経費(委員旅費、消耗品費、使用料及び賃借料)
	印刷製本費	印刷を外注した場合の印刷会社に支払われる経費
	諸謝金	調査・研究等の協力者に対する謝金等の経費
	外注費	委託業務を遂行するために必要な役務(通訳・翻訳料、輸出手続代行料、試食品等の調理依頼料等)の提供を受けるための経費
再委託料	第三者に委託業務の一部を委任し、又は請け負わせるための経費(※下記(4)に留意願います)	
間接費(諸経費)		受託者たる法人等が継続的に運営するのに必要な一般的な管理経費(※下記(8)に留意願います)
消費税及び地方特別消費税		※下記(10)に留意願います。

※ 上記以外にも必要となる経費がある場合は、直接経費として計上できます。

(3) 研究員等の直接人件費について

農林水産省の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号農林水産省大臣官房経理課長通知）を準用して適用するものとします。

業務を実施する際は、業務日誌の作成などの直接作業時間数を把握するための書類を整備していただくことになります。

(4) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとします。

ただし、あらかじめ道の承諾を得た場合は、この限りではありませんが、次のような場合は、再委託を認めないものとして取り扱います。

また、再委託や外注、経費明細書において、その内容を明らかにして報告していただきます。

【再委託を認めない場合】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 委託業務をそのまま全部再委託する場合</li><li>② 委託業務の主要な部分を再委託する場合</li><li>③ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合</li></ul> |
|--|

(5) 委託料の対象とならない主な費用について

- ① 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- ② 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ③ 契約期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ④ 契約締結前に発生した経費
- ⑤ 契約期間終了後も利用可能な汎用性の高い備品等の財産・権利等の取得に要する経費
- ⑥ 飲食費
- ⑦ 査証若しくはパスポートの取得又は傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- ⑧ 宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- ⑨ 受託者の他の事業と区分できない経費
- ⑩ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費

(6) 委託事業における自社調達を行う場合における利益等排除の考え方

委託事業において、委託対象経費の中に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、委託事業の実績額の中に受託者自身の利益等相当分が含まれることは、委託業務の実施に要した経費に相当する額を精算して支払という経理処理の性質上ふさわしくないと考えられます。



このため、受託者自身から調達を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など）をもって委託費の対象経費に計上するものとします。

※ 受託者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(7) 設備等のリース・レンタルによる調達の取扱いについて（使用料及び賃借料）

本業務に必要な設備等をリース・レンタル（以下「リース等」という）により調達する場合、その料金（一定額の月払）は、当該事業期間中のリース等に要した費用（支払が確認できるもの）のみ計上可能です。

ただし、委託契約締結前に発注しているもの、既に自主事業等のためにリース等を行っているものについては、原則委託対象として計上することはできません。

(8) 諸経費（一般管理費）について

本業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、業務を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該業務に要した経費として抽出・特定が困難なものが考えられます。

一般管理費の積算については、次の計算方法により算出します。

諸経費（一般管理費） ＝直接費（直接人件費＋経常的直接経費 ※特別直接経費は除く）×諸経費率
---

直接経費のうち特別直接経費（外部委員会に要する経費、印刷製本費、外注費、再委託費等）は、諸経費の計算から除外してください。

諸経費率は、10%以内とし、契約時に決定した一般管理費率を契約期間（委託期間）を通して適用するものとします。

(9) 振込手数料及び外貨支払について

委託対象経費に係る支払のみの場合（自主事業等他の事業に係る支払と併せて行っていない場合）に限り、原則委託対象経費として計上することができます。

ただし、受託者の職員給与及び補助員人件費（専従の場合を除く。）の振込手数料については、委託対象経費として計上することはできません。

海外への外注、設備の調達、海外出張等による外貨の支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レート等を適用する等合理的な方法により計算してください。

(10) 消費税及び地方特別消費税

税率10パーセントで積算してください。

各経費項目において、消費税の重複計上（各経費に消費税を計上して、さらに全体に消費税を加算等）することがないように留意してください。

#### (11) 精算について

- ① 受託者は、本業務に係る経理と他の経理を明確に区分するものとします。
- ② 道は、受託期間中に、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するために、定期に及び必要に応じ随時に調査することができるものとします。
- ③ 受託者は、事業終了後、道に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、道の確認を受けるものとします。
- ④ 道は、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行うものとします。
- ⑤ 精算の結果、見積りよりもそれぞれの事業費の実績が下回った場合は、減額・返還を求めることができるものとします。

#### 13 その他

- (1) 受託者は、実施スケジュール及び実施体制について契約締結後速やかに提出するものとします。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たって、担当職員と十分な協議・調整を行うものとします。
- (3) 受託者は、事業の進行状況等について定期的に報告を行うほか、担当職員の求めに応じて報告を行うものとします。
- (4) 受託者は、本事業に関連して、雑誌、新聞、TV、WEB等を利用した情報発信を行う際には、日本国北海道の委託事業であることが分かるように可能な限り工夫するとともに、情報発信内容について、事前に道と協議するものとします。

## 【企画提案を検討する上での参考資料】

### 1 北海道のホームページ

#### (1) 輸出に関する資料

- ① 北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期> : 経済部食関連産業室  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/exp/sennryaku.htm>
- ② 北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書 : 経済部食関連産業室  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/exp/suisinjoukyouhoukoku.htm>
- ③ 北海道の農畜産物等の輸出に関する現状と課題 : 農政部食品政策課  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/yusyutu\\_top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/yusyutu_top.htm)
- ④ 道産農畜産物の輸出拡大に向けた取組について : 農政部食品政策課  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/yusyutu/jigyoukekka.htm>

#### (2) 北海道の水田農業に関する資料

- ① 北海道の水田農業 : 農政部生産振興局農産振興課  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/kome/index3.htm>
- ② 北海道デジタル図鑑～100の物語 [歴史] 稲作 : 総合政策部広報広聴課

#### (3) 酒造好適米・酒チェーンに関する資料

- ① 農政部生産振興局農産振興課  
北海道の酒造好適米の生産概況  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/kome/3008sakamai.pdf>
- ② 総合政策部政策局  
産消協働 実践行動事例集109 酒チェーン  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/sk/sansho/jissen\\_koudou\\_109.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/sk/sansho/jissen_koudou_109.htm)

#### (4) 北海道上海事務所の紹介ページ

- ① 経済部国際経済室「北海道上海事務所」  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/shanghaioffice.htm>
- ② 日中経済協会上海事務所北海道経済交流室 (北海道上海事務所)  
<http://www.beihaidao-china.com/jp>

#### (5) 総合政策部国際局国際課

- ① ほっかいどうスマイルステーション :  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/promo/smile\\_station.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/promo/smile_station.htm)
- ② 北海道・中国交流デジタル資料館「交流物語 : 中国に広がる北海道の稲作技術」.  
<http://www2.hiecc.or.jp/hokkaido-china.jca40/story/story03.html>

### 2 北海道米販売拡大委員会 北海道のお米

<https://www.hokkaido-kome.gr.jp/>

- 3 地方独立行政法人道立総合研究所中央農業試験場  
北海道のコメからつくる道産酒～道産酒米の特徴と開発の歴史～  
[http://www.hro.or.jp/info\\_headquarters/event/lts/sakamai\\_siryou.pdf](http://www.hro.or.jp/info_headquarters/event/lts/sakamai_siryou.pdf)
- 4 酒チェン 北海道 フェイスブック  
<https://www.facebook.com/Sake.change.hokkaido/>
- 5 北海道酒造組合ホームページ  
<http://www.hokkaido-sake.or.jp/>
- 6 農林水産省のホームページ
  - (1) 米の輸出
    - ① 米の輸出について（農林水産省） ※輸出手続きの動画あり  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome\\_yusyutu/kome\\_yusyutu.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html)
    - ② 中国への精米の輸出について（農林水産省）  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome\\_yusyutu/china.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome_yusyutu/china.html)
    - ③ 平成 28 年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome\\_yusyutu/kome\\_yusyutu\\_handbook.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu_handbook.html)
    - ④ 平成 29 年度輸出戦略実行事業報告書「コメ主要輸出先国におけるターゲットチャネル分析報告書」  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/180331.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/180331.html)
  - (2) 日本酒の輸出
    - ① 日本酒をめぐる状況（平成 30 年 10 月）  
[http://www.maff.go.jp/j/seisaku\\_tokatu/kikaku/attach/pdf/sake-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/kikaku/attach/pdf/sake-1.pdf)
    - ② 平成 27 年度輸出戦略実行事業報告書 別紙（部会毎の調査報告書等）  
コメ・コメ加工品（日本酒輸出の優良事例、海外における清酒メーカーの動向、輸出される日本酒の価格構造、輸送中の日本酒の取り扱い）  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_kikaku/27report.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/27report.html)
- 7 外務省「地域の魅力海外発信支援事業」のホームページ
  - (1) 外務省のホームページ  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/lpc/page25\\_001878.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/lpc/page25_001878.html)
  - (2) 報道資料「地域の魅力海外発信支援事業」の開催（タイトル：日本産米，食卓の至高の一品）  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_006973.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006973.html)
  - (3) 日本大米、美味?的餐?2019 公式モバイルサイト  
<http://i-like-japan-rice.com>

## 8 国税庁のホームページ

- ① 日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について平成 30 年 9 月 21 日  
[https://www.cao.go.jp/cool\\_japan/kaigi/syurui/10/pdf/siryuu3-2.pdf](https://www.cao.go.jp/cool_japan/kaigi/syurui/10/pdf/siryuu3-2.pdf)
- ② 清酒製造業者の輸出概況  
[https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/seishu\\_gaikyo/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/seishu_gaikyo/index.htm)
- ③ 輸出支援の取組み  
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/01.htm>
- ④ 酒のしおり  
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/01.htm>
- ⑤ 日本酒輸出ハンドブック（中国編）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/handbook/index.htm>

## 9 独立行政法人 酒類総合研究所

- (1) お酒の情報  
<https://www.nrrib.go.jp/sake/sakeinfo.htm>
- (2) 日本酒を紹介するリーフレット 中国語（簡体字）版  
[https://www.nrrib.go.jp/sake/sake\\_leaflet.htm](https://www.nrrib.go.jp/sake/sake_leaflet.htm)
- (3) 日本酒ラベルの用語事典 中国語（簡体字）版 第3版  
<https://www.nrrib.go.jp/sake/nlziten.htm>

## 10 一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会のホームページ

- (1) 活動報告  
<http://zenbeiyu.com/jp/category/report/>
  - ① 平成 27 年度コメ・コメ加工品輸出特別支援事業（11/7-11/9 FHC 展示会）実施報告書
  - ② 中国市場での需要拡大に向けた 中国人「米」体験会・評価調査 報告書
  - ③ 平成 27 年度コメ・コメ加工品輸出特別支援事業（11/27 ぐるなび上海戦略共有サミット実施イベント）実施報告書
  - ④ 中国（上海）における清酒（日本酒）市場の動向と輸出環境について 調査研究事業報告書（2016 年 3 月）
  - ⑤ ジャパン・ブランドPR活動～おいしいJ・パワープロジェクト平成 27 年度～  
上海包装米飯体験型セミナー  
全米輸 2015 セミナーアンケート【集計】
  - ⑥ コメ・コメ加工品輸出特別支援事業に係る提案 日本産コメ・コメ関連食品のプロモーション活動の強化支援＜コメ・コメ加工品体験型セミナー＞
  - ⑦ 平成 27 年度コメ・コメ加工品輸出特別支援事業（在上海日本領事館 実施イベント）  
実施報告書
- (2) 第一回アジア国際美酒コンテスト in China
  - ① 2018 年度 実施報告書  
<http://zenbeiyu.com/jp/pr20181019/>

- ② S A K E - C h i n a 公式ホームページ  
<http://sake-china.com/pg22.html>

11 一般社団法人 ミス日本酒のホームページ  
<https://www.misssake.org/>

12 ジェトロのホームページ

- ① 流通構造から見る新興国市場（2012年11月）  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2012/07001140.html>
- ② 「コト」消費を追い風に（2017年9月）  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/0043232084d0e140.html>
- ③ CHINA'S NEW GENERATION '80' '90' '00 —中国の新世代：80年代～00年代のライフスタイル—（2018年3月）  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/f11c1195f9052ab7.html>
- ④ 日本産包装米飯を活用したデリバリーサービスが上海で開始  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/09/4ab8dd56d20e4927.html>
- ⑤ 中国の「すき家」216店舗で日本産米を限定使用  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/12/0e32a1fdd4533e9b.html>
- ⑥ 2016年度 日本からの農林水産物・食品輸出に関する各国・地域の制度調査（中国）（2017年3月）  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/77dddc3fe86273cc.html>
- ⑦ 「インターネットプラス」で変わる」中国のライフスタイル2017  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/7854a5ba68a23e2d.html>
- ⑧ 清酒・焼酎（品目別輸出ガイド）  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide/alcohol.html>
- ⑨ 在中国日系企業のビジネス展開における課題と留意点  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/9330510ed4875b97.html>

13 日本政策金融公庫のホームページ

- (1) 農業食品に関する調査」中国人訪日旅行者実態調査  
<https://www.jfc.go.jp/n/findings/investigate.html#sec05>
  - ① 中国人訪日旅行者実態調査結果（平成28年1月調査）（886KB）
  - ② 中国人訪日旅行者実態調査（パンフレット）
- (2) AFCフォーラム  
<https://www.jfc.go.jp/n/findings/publish.html>
  - ① 2019年01月号 日本酒・茶・出汁-「和」の未来  
<https://www.jfc.go.jp/n/findings/afc-month/201901.html>
  - ② 2017年12月号 日本食、世界化への視界  
<https://www.jfc.go.jp/n/findings/afc-month/201712.html>
  - ③ 2016年4月号 農水産物輸出成功の視線  
<https://www.jfc.go.jp/n/findings/afc-month/201604.html>

14 「酒サムライ」公式Webサイト（日本酒造青年協議会）

<http://www.sakesamurai.jp/>

15 宮城県農業・園芸総合研究所のホームページ

[https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res\\_center/marketing-manual.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res_center/marketing-manual.html)

- ・ 農産物マーケティング活動の手引き 1（平成26年3月作成）
- ・ 農産物マーケティング活動の手引き 2（平成26年3月作成）
- ・ 続・農産物マーケティング活動の手引き（平成29年3月作成）

16 書籍

(1) 日本人は知らない中国セレブ消費

著者：袁 静 出版：日本経済新聞出版社

(1) 日本の「中国人」社会

著者：中島 恵 出版：日本経済新聞出版社

(2) なぜ中国人は財布を持たないのか

著者：中島 恵 出版：日本経済新聞出版社

(3) 中国人富裕層はなぜ「日本の老舗」が好きなのか—中国インバウンド54のヒント

著者：中島 恵 出版：日本経済新聞出版社

(4) 中国人エリートは日本をめざす - なぜ東大は中国人だらけなのか？

著者：中島 恵 出版：中央公論新

(5) 「爆買い」後、彼らはどこに向かうのか？—中国人のホンネ、日本人のとまどい

著者：中島 恵 出版：プレジデント社

17 論文

(1) 産業能率大学総合研究所グローバルマネジメント研究所「調査・研究」

<https://www.hj.sanno.ac.jp/ri/gmrd/ja/research-activities/>

① 中国“80后”消費者意識調査に基づく新四族モデルの構築と検証

(小野田 哲弥、欧陽 菲、趙 晋茹)

② 中国“80后”消費者意識調査レポート (I)

(小野田 哲弥、欧陽 菲、趙 晋茹)

(2) 新潟大学農学部研究報告 第68巻 (2016)

新潟産米の中国向け輸出可能性に関する基礎的研究 (河内愛美、木南莉莉)